

台東区地域福祉計画における主な取り組み（案）

- ※ 地域福祉計画では、既存の公的な制度や仕組みを活かしながら、行政だけでは対応が難しい、複合的な課題に関係機関と連携して対応する。
- ※ 社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定される社会福祉協議会と連携しながら、以下に記載した取り組みを推進する。

【 I 適切な支援につなぐ環境づくり】

施策① 様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり

○地域の支援体制づくり（新規）

8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー等、複合的な課題に対応していくために、区民、NPO 法人、ボランティア団体などの関係機関と連携・協働し、支援が必要な人を包み込んで解決を目指す、支援の仕組みづくりを推進します。

施策② 多様な主体との連携・協働の推進

○NPO 法人やボランティア団体等との協働の促進

区民等に対する協働意識の醸成を図るほか、区と協働で取り組む事業の提案募集や、社会貢献活動を行う団体等を支援する窓口の運営により、多様な主体との協働を促進します。

○社会福祉法人等の連携促進（新規）

社会福祉協議会を核とした社会福祉法人の法人間連携など、それぞれの法人の強みを活かし地域の課題解決に向けて、多様な主体の連携を促進します。

施策③ 福祉サービスの利用促進

○誰にもわかりやすい情報発信と情報収集手段の多様化（充実）

広報誌やホームページのほか、ICT の更なる活用など、情報提供手段の充実を図るとともに、やさしい日本語の活用など、情報弱者に配慮した誰にもわかりやすい情報発信を推進します。また、区民のデジタルデバイドの解消に向けて、情報リテラシーの向上を図るための取り組みを推進します。

【Ⅱ 福祉サービス基盤の充実】

施策④ 福祉を支える人づくりと団体の支援・育成

○地域福祉を支える担い手の育成

福祉サービスを支える福祉人材の確保・育成を図ります。また、福祉ボランティアの養成や研修等の活動を支援します。

○地域福祉活動を行う団体への支援

NPO 法人やボランティア団体、町会等、地域福祉に取り組む団体が、安定的・持続的に活動できるよう、様々な支援を通じて、組織の活性化を図ります。

○社会福祉協議会の体制強化（充実）

既存の公的な制度や仕組みを活かしながら、行政だけでは対応が難しい複合的な課題に対応していくために、地域福祉コーディネーターの充実等、社会福祉協議会の体制強化を図ります。

○地域福祉活動計画の策定（新規）

地域福祉を推進するための理念や方針を示す地域福祉計画を踏まえ、社会福祉協議会による、地域福祉活動計画の策定を支援します。

○民生委員・児童委員活動への支援の充実（充実）

民生委員・児童委員活動に対する区民の理解を促進します。また、委員活動の充実のための研修の実施や、ICTの更なる利活用を図ります。

施策⑤ 新たな視点に基づく福祉サービスの提供

○施設・居住系サービスの充実（新規）

障害者の高齢化に対応するため、令和6年度開設予定の（仮称）竜泉二丁目福祉施設において、共生型サービスを提供します。

また、（仮称）北上野二丁目福祉施設において、子育てや若者支援、児童発達支援などの機能を持たせ、複合的な課題への対応や、ライフステージ・発達段階に応じた一体的な支援を行います。

施策⑥ 福祉サービスの質の向上

○福祉サービスの質の向上

区立の福祉施設において、評価機関が専門的かつ客観的な立場で、一定の基準に基づき福祉サービスの評価を行う第三者評価を定期的に受審するとともに、民間の福祉サービス事業所の受審を促すための支援を行います。また、区民が安心して質の高い福祉サービスを利用できるよう、事業者に対する専門力向上を図るための研修や指導検査を実施します。さらに、福祉サービスに関する苦情受付窓口の周知を図ります。

【Ⅲ いきいきと安心して暮らせる地域づくり】

施策⑦ つながり、支え合う地域づくり

○地域の主体的な支え合いの促進

生活する上で何らかの配慮が必要な方が、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の人たちが主体的に支え合う仕組みづくりを推進します。

○学びと活動の場づくり

生涯学習等を通じて、様々な学習の情報や機会を提供します。また、一人ひとりの知識や経験、意欲を活かし、いきいきと暮らし続けられるよう、様々な活動の場を提供します。

○気軽に集える場の充実（充実）

悩みを抱える方が気軽に集える場や、子供から高齢者まで多世代が交流できる場の充実を図ります。

○相互理解の促進

年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、一人ひとりの個性が尊重され、いきいきと生活し、様々な場面で活躍できる地域社会に向け、多文化共生やジェンダー平等、心のバリアフリー等を推進します。

施策⑧ 一人ひとりの自立した生活と尊厳の尊重

○生活困窮者への支援

関係機関と連携した就労支援等により、生活に困窮している方の早期の自立を促進します。

○成年後見制度利用の促進（充実）

成年後見制度の更なる活用に向け、権利擁護支援を進める体制の推進や調整を行う中核機関を設置します。また、社会福祉協議会を核とした関係機関による協議体を設置します。さらに、成年後見制度等の周知を図り、区民の理解を促進します。

○法人後見と市民後見人の活躍推進

台東区社会福祉協議会が成年後見人等に就任する法人後見事業や、市民後見人の育成などにより、区民の成年後見制度の利用できる環境を整えます。

○虐待防止対策

子供、高齢者、障害者等への虐待防止、早期発見・早期対応の取り組みを関係機関と連携しながら推進するとともに、虐待防止に関する普及啓発を行います。

施策⑨ 災害時における体制づくり

○災害時の要配慮者を地域で守る仕組みづくり

地域で安否確認や避難誘導などの支援が円滑にできるよう、災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成し、関係機関などへ提供します。また、特に支援を要する方については、配慮に関する情報を記載した個別支援計画を作成します。

○災害ボランティアセンターの運営

災害時におけるボランティアの受付・調整など、ボランティア活動のコーディネートを行う「災害ボランティアセンター」を開設・運営します。